

出雲市農業委員会（第1期）第15回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年9月25日 午後1時30分 ～午後2時30分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 大会議室

3. 出席委員（22名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	原 孝治
津戸 吉博	神田 伯	小川 義和	久野 晴見	塩野 一男	持田 守夫
小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂
高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄		

4. 欠席委員（2名）

落合 光啓 佐藤 始

5. 提出議題

〔1〕報告

報第40号	会長専決処分の報告
報第41号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報第42号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議案

議第95号	農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について
議第96号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について
議第97号	農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について
議第98号	農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について
議第99号	農地転用事業計画変更申請決定について
議第100号	非農地証明について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。欠席委員を報告し、出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号7番 原孝治委員と8番 津戸吉博委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第40号会長専決処分の報告、報第41号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第42号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第40号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第14回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条5件及び農地法第5条19件については、9月10日開催の島根県農業会議第30回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。この内、出雲農業振興地域整備計画の変更等ののちに許可する案件を除く、農地法第4条1件及び農地法第5条1件を、常設審議委員会当日の9月10日付けで許可決定しております。

また、出雲農業未来の懸け橋事業の承認が未済であった案件、農地法第5条1件を、当該事業の補助金交付決定と同日の9月13日付けで許可決定しております。

次に、砂利採取法に基づく採取計画の認可が必要で、採取計画の認可と併せて許可した案件として、第13回総会で承認いたしました農地法第5条1件につきまして、9月2日付けで許可決定いたしております。

以上、報告といたします。

続いて、報第41号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主事 それでは、報第41号について、説明します。報告資料の1ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号230番から237番の8件の通知がありました。解約事由は、借人の都合によるものが2件、耕作者の変更によるものが2件、農地売買等事業利用のためが1件、農地法第5条申請によるものが3件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長 報第42号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第42号について、説明します。報告資料3ページ以降をご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第89番から第107番までの19件でした。取得事由は19件全てが相続です。

受付番号101番と103番については、あっせん希望がでており、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、9月10日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第95号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第95号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、9月28日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、34筆、25,255.00㎡、うち新規の設定が5筆、8,880.00㎡、再設定が29筆、16,375.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄、6筆、3,838㎡です。円滑化事業分が、3ページの左上の表の合計①欄、6筆、4,486㎡であり、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、

22筆、16,931㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、2筆、4,326.00㎡、うち新規の設定が2筆、4,326.00㎡、再設定が0筆、0.00㎡です。

この内訳は相対分が2ページ右下の表の合計②欄、0筆、0㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、2筆、4,326㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、0筆、0㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。36筆、29,581.00㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

8ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び9ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へと売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、13筆、38,174㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、8月27日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっております議第95号のうち、4ページの1100-78番、1100-79番の2案件が農業委員関与案件です。

1100-78番、1100-79番の2案件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番持田守夫委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第95号のうち1100-78番、1100-79番の先議案件2件について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって1100-78番、1100-79番の先議案件の2案件を承認いたします。
ここで持田委員の除斥を解除いたします。
続きまして、議第95号のうち1100-78番、1100-79番の2案件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第95号のうち1100-78番、1100-79番の2案件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって議第95号のうち1100-78番、1100-79番の2案件を除くすべての案件を承認いたします。
次に、議第96号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。
- 林 主事 それでは、議第96号農地法第3条の規定による申請について説明します。
出雲市農業委員会（第1期）第15回総会議案の1ページ、申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転の申請が6件ありました。
個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。
なお、議案右端の備考欄に※印で記載のあるものは、別段面積の適用の申出があり、該当地に限り下限を1aまで引き下げるとの決定がなされたものです。
受付番号44番です。譲渡人は経営規模の縮小のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。
受付番号45番です。譲渡人は県外在住で耕作不便であるため、申請地隣接の宅地に転居予定の受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として野菜や果樹等を栽培される計画です。
受付番号46番です。譲渡人は耕作不便であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。
受付番号47番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、経営規模の拡大

を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号48番です。譲渡人は遠隔地に在住しており耕作不便であることから、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として野菜等を栽培される計画です。

受付番号49番です。譲渡人は県外在住による耕作不便のため、親戚関係にある受人へ贈与するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜等を栽培される計画です。

以上受付番号44番から49番については調査書に記載してありますとおり、農地法第3条第2項各号不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういったしますと、議第96号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第96号を承認いたします。

次に、議第97号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは議第97号、農地法第4条の申請について説明します。

議案書は4ページから5ページ、説明資料は1ページから6ページ、参考資料は1ページから6ページになります。今月は8件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件は2件です。

なお、10月開催予定の第31回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは4件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書4ページの受付番号29番についてご説明いたします。説明資料の1ページをご覧ください。転用場所は出雲市消防本部の西側約150mに位置する田、渡橋町294番、ほか田が2筆です。詳細な位置につきましては、2ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・事業面積ともに2,345㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域です。農地区分

は第3種農地です。土地利用計画との調整については、用途地域の第一種住居地域であり農業振興地域外です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の用途地域に該当します。

事業計画について説明します。申請地周辺は、国道9号線バイパスに近く、生活上、利便性の良い場所であるため、今後も人口増加が見込まれること、また、事業者宅に近く管理がしやすいことから、申請地においてアパート経営を始めるものです。資金計画につきましては、所要資金額3億340万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、借入金で賄う計画で、融資機関の融資予約通知書を確認しています。

次に説明資料4ページをご覧ください。受付番号33番の案件についてご説明いたします。事後追認案件になります。転用場所の所在地は、市道斐川1175号線沿いの畑1筆ほか田が2筆です。詳細な位置につきましては、5ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、駐車場及び物置です。面積については、転用面積・事業面積ともに969㎡です。申請地は、都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。土地利用計画との調整については、今年2月に、申請地の農用地区域からの除外申し出があり、6月の第12回総会で審議済みであり、9月末に決定する見込みです。許可該当条項は、法第4条第6項第2号に該当します。

事業計画について説明します。申請地の一部は、昭和50年から物置及び簡易車庫を建設し利用されてきました。駐車場を新たに整備する必要から平成27年に申請地を駐車場として整備し簡易車庫を設置したものです。資金計画につきましては、事後案件のため、追加の支出はございません。

また、説明案件基準には該当しない事後案件が3件ございましたので、簡単に説明いたします。

受付番号31番の案件は、平成5年に届出を提出し建設した農業用倉庫を、平成10年頃に2階部分を改装し居宅として利用していたものです。

受付番号35番の案件は、昭和60年代に既存の水路の付け替えを行い、申請地を水路として利用していたものです。

受付番号36番の案件は、昭和55年に宅地拡張し母屋の増築、平成2年に車庫を建設し利用していたものです。

いずれも農地法の知識が十分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないものと判断しました。事業者には始末書の提出を求め、再び同様のことがないように指導をしております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全8案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

これで説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第97号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手、全員と認めます。

よって議第97号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に議第98号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第99号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第98号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は6ページから12ページ、説明資料は7ページから30ページ、参考資料は7ページから44ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が31件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が7件で合計42件提出されております。今月の説明案件は8件ございます。

なお、10月開催予定の第31回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは8件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書7ページの受付番号134番についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は、四絡小学校の西約600mにある田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,537㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地8区画を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3,500万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書7ページの受付番号135番についてご説明いたします。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は、島根県立中央病院の南西約450mにある田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,499㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、大阪市内で住宅建築業、不動産業を営み、市内にも営業所を持つ法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地9区画を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額7,012万5千円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号139番についてご説明いたします。

説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は、出雲ドームから西へ約1.3kmの場所にある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『ドッグラン』です。転用面積は1,411.57㎡で、全て畑です。全体の所要面積は2,722.24㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内在住の個人です。この度、申請地を取得し、宿泊施設およびドッグランを整備する計画です。計画者は、申請地北側、八島町13番地の宅地を取得して、古民家を宿泊施設へと改修を行っています。この南側の申請地を、県外から来る観光客等を対象としたドッグランとして整備し、市内に殆どないドッグラン需要に対応します。尚、宅地部分の北側の畑についても、今月3条を取得し、宿泊施設で提供する野菜の栽培を進めています。資金計画につきましては、所要資金額4千万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号142番についてご説明いたします。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は、JR西出雲駅の南東300m、県道に面した畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『事務所』です。転用面積は2,306㎡で、全て畑です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条

第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、広島市で電気設備の調査業務を営んでおり、市内にも営業所を展開する法人です。知井宮町にある現在の営業所の耐震性が不十分であることから、移転を検討されていました。この度、現在地から近距離にあり、用途地域内でもある申請地を選定し、取得して事務所を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額4億3千3百万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号143番についてご説明いたします。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は、JAしまね西部カントリーエレベーターから西へ600mにある田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『太陽光発電設備』です。転用面積は2,736㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、太陽光発電設備を整備し、太陽光パネル432枚を敷設する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2,795万7千円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書10ページの受付番号156番についてご説明いたします。

説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は、グッデイー斐川店から南西へ300m行ったところにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は2,954㎡で、すべて畑です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、建売分譲地12区画を造成し、建売住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2億2千7百万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書11ページの受付番号158番についてご説明いたします。説明資料の25ページから27ページをご覧ください。転用場所は、出雲ドームから南に300m行ったところにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『共同住宅』です。転用面積は

2, 087㎡で、すべて畑です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内在住の会社員です。この度、母親が所有する申請地を賃借し、共同住宅を3棟建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億8,710万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書11ページの受付番号161番についてご説明いたします。説明資料の28ページから30ページをご覧ください。転用場所は、南神立橋東詰から南東へ600m行ったところにある、出西窯東側の、現況宅地の畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場及び駐車場』です。転用面積は1,050㎡で、すべて畑です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。申請者は、市内で陶磁器の製造、販売を営んでいる法人です。この度、陶磁器製造のための資材置場及び、従業員用の駐車場として申請地を賃借し、造成する計画です。尚、申請地は、平成9年から既に転用目的の通りに転用されており、本件は追認案件となります。資金計画につきましては、資金額不要です。

続いて、議第99号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は13ページ、説明資料は15ページから20ページになります。今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が3件提出されております。なお、所有権移転を伴う変更につきましては、位置図等の参考資料は5条申請の欄に併せて載せています。事業計画変更については、今月分の説明案件はございません。事業の概要につきましては、議案に記載しておりますのでご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が3件ありました。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただけますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請42件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第98号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第99号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第98号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第99号を決定いたします。

次に、議第100号非農地証明について、を議題いたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第100号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の14ページ及び説明資料31ページから35ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

1件目の申請地は、斐川町直江1599番2の畑 265㎡です。説明資料の31ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料32ページの現況写真をご確認ください。申請地は、傾斜地であるほか山林に囲まれた日当たりの農地であり、耕作道も整備されていないことから40年以上前から耕作されず現在は山林となっています。現地確認は8月28日に江角農業委員、上野推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、相続以外の権利関係等の異動はございません。本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

2件目の申請地は、野郷町918番の畑 323㎡ほか3筆です。説明資料の33ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料34ページ、35ページの現況写真をご確認ください。申請地は、いずれも30年以上前から耕作されず現在は山林または原野となっています。現地確認は9月4日に多久和推進委員、事務局職員で行っており、落合

委員には後日確認していただきました。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、国土調査も実施されておりません。また、相続以外の権利関係等の異動はございません。本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 担当農業委員さん、補足はございますか。

江角委員 1件目につきましては、今回非農地証明として申請がなされたものですが、4年前に出雲市斐川町農業委員会で非農地判断されている土地です。ご覧の写真のように、周囲は山林化しており、申請地以外の農地は当時の非農地判断の際に非農地としたものですが、申請地は前回の非農地判断の際に所有者の承諾がなかったために現在まで農地としての残っていたものです。このような経緯から今回の非農地証明申請については承認に際して問題は無いと判断しました。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、議第100号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第100号は承認いたします。

予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時30分

議事に参与した者の職、氏名

常松事務局長、今岡次長、佐藤係長、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員